



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

◆ 天達共和のニュース ..... 2

葉鵬パートナー弁護士が中国日本商会の ISG 座談会で講演を行いました

◆ 持分譲渡時の労務問題に関する Q&A ..... 3

◆ 最新法律動向 ..... 6

一、「外商投資による研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知」

二、「執行監督申立事件の取扱いにおける若干問題に関する意見」

三、「公開地図内容表示規範」

四、「個人情報越境標準契約弁法」

五、「中外合作ドラマ制作管理規定(改正案意見募集稿)」

## 葉鵬パートナー弁護士が中国日本商会の ISG 座談会で講演を行いました

2月20日、天達共和北京オフィスのデータコンプライアンスチームの葉鵬パートナー弁護士は、中国日本商会、日本貿易振興機構(JETRO)北京事務所が共催したネットワークセキュリティグループミーティング(ISG)の座談会に講演者として招待されました。本講演には、情報通信、製造業、医療、化学、金融、小売、貿易、コンサルティングなど、様々な業界の著名な日本企業が参加され、葉鵬弁護士は「中国の越境データ伝送の問題点と対応」をテーマに、最新の法律法規と関連する規制動向について解説し、データ輸出の合法ルートと関連する注意点を整理し、現在の法的枠組みの下でのデータ越境の実務運用を提言いたしました。参加者からはデータ越境のコンプライアンスに関する質問を多くいただき、活発な議論、交流を行うことができました。





パートナー弁護士 韓晏元

**Q: 中国現地法人の持分の全部又は大部分を中国企業に譲渡する予定ですが、当該持分譲渡につき、従業員に経済補償金等の金員を支給する義務がありますか。**

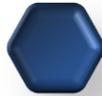
**A: ご質問についての回答は以下のとおりです。**

### 1. 法規定

「労働契約法」33条では、企業が出資者等の事項を変更することは、労働契約の履行に影響しないと定められています。これにより、持分を譲渡する場合、労働契約が引き続き履行されるため、従業員に経済補償金又は何らかの補償金を支給する義務はありません。

### 2. 実務

従業員にとって、出資者の変更、特に日本企業から中国の民間企業に変わる場合、かなりショックを受け、将来のことについて不安を募る場合があります。たとえば、民間企業の賃金水準が現在の日系企業を下回る場合、出資者変更後、自分の賃金が下がることはありませんが、民間企業の賃金水準に抑えられ、しばらくの間は賃金が上がらないのではないかと心配し、場合によっては、リストラされるリスクも考えなけ



ればなりません。リストラの場合、会社から経済補償金をもらえますが、中国の民間企業による業務上の嫌がらせを受け、耐えられない従業員にとって自主退職（経済補償金なし）を強いるリスクもあるのではないかと思います。また、中国の民間企業のオフィスが日系企業ほど立地がよくないことも多々あることで、今後、勤務場所が変わるのではないかと心配もよく見受けられます。

従業員は、不安が高まる場合、持分譲渡に反対し、ストライキやサボタージュまでに発展する可能性があります。

公開情報によりますと、2016年に某日本有名企業がその中国現地法人の全出資持分を中国の内資企業に譲渡しようとしたところ、従業員がストライキを起こし、某日本有名企業より従業員1人当たり1000人民元を上限とする金額を支給することで、ストライキは漸く解除されました。

### 3. ご提案

持分譲渡を予定する場合、持分譲渡契約のことだけを考慮してはなりません。従業員のことについても十分に配慮し、従業員の猛反対時の対応策を予め考える必要があります。

筆者の経験から申し上げますと、従業員の生じる不安を解消するため、事前に持分譲受人の評判を調査し、その賃金体系を確認し、持分譲渡後の現従業員の処遇（勤務場所移転の有無を含む）について譲受人と協議し合意を取り付ける必要があります。持分譲渡に関して、通常、従業員説明会を開きますが、いきなり全従業員に説明することは賢明ではなく、まず小規模の説明会を開き、持分譲渡に賛同できそうな中国人従業員（社内に影響力がある者ならよりよい）たちを集め、事情を説明し、従業員から理解と支持を得られるようにすると同時に、従業員の生じる不安についても確認します。その後、少しずつ説明会の規模を拡大し、最終的には全従業員への説明会を開きます。

全従業員への説明会を開催する際に、持分譲受人の代表にも同席してもらうことも考えられます。必要に応じて、譲受人の会社がどのような会社なのか、譲受人の代





表に説明してもらおうと、より説得力があります。また、譲受人の代表が同席する場合、従業員は、猛反対すれば譲受人の機嫌が損なわれ、後日不利を受けるのではないかと懸念から、不適切に振舞うことはできないという牽制機能が働くこともあります。

労働組合がある中国現地法人の場合、従業員が労働組合を通じて集団協議を要請することも多々あります。この場合、中国現地法人が集団協議に応じる義務がありますが、必ず従業員側の要求を受け入れなければならないという義務はありません。



### 一、「外商投資による研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知」

中国語名称：《关于进一步鼓励外商投资设立研发中心若干措施的通知》

公布機関：国務院弁公庁

公布日：2023年1月11日

施行日：同日施行

リンク：[http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content\\_5737692.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm)

#### 解説：

国務院弁公庁は2023年1月11日に、「外商投資による研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知」(以下、「本通知」という)を公布し、同日から施行された。なお、本通知は各措置の担当部門を指定しており、今後、関連規定や細則の制定にも注目する必要がある。

本通知は計4つ分野の16項目からなり、主な内容は以下のとおりである。

#### ● 科学技術革新展開の支援

所定の条件に適合する外資研究開発センターの申請認定手続きの簡略化、外資研究開発センターによる国家重大科学技術計画プロジェクトに関連するデータやレポートの提供、運用経費の支援、中国大学と研究施設との共同技術開発の支援、金融機構による資金援助、国家レベルの科学技術プロジェクトへの参加奨励・支援。

#### ● 研究開発の利便性の向上

研究開発データの越境移転の支援、知的財産権の国外譲渡と技術輸出入の利便措置の提供、国家レベルと省レベルの研究プロジェクト用の検疫に関する利便措置の提供。

#### ● 海外人材導入の奨励

就労許可証と居留許可証の申請に関する利便性の向上、外資研究開発センターの海外人材導入や職評定基準の優遇条件、海外人材の住宅、子供教育などへの支援、海外人材の海外資金の送金・入金の利便性の向上。

#### ● 知的財産権の保護強化





商業秘密保護規制の完全化の加速、知的財産権保護センターの設立、知的財産権侵害の懲罰性賠償制度の実施、知的財産権の法執行の強化。

## 二、「執行監督申立事件の取扱いにおける若干問題に関する意見」

中国語名称:《关于办理申请执行监督案件若干问题的意见》

公布機関:最高人民法院

公布日:2023年1月19日

施行日:2023年2月1日

リンク: <https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-387551.html>

### 解説:

最高人民法院は、中国における長年にわたり「執行難」と呼ばれる問題を解決するための一環として、2023年1月19日に「執行監督申立事件の取扱いにおける若干問題に関する意見」(以下、「本意見」という)を公布し、2023年2月1日から施行された。

本意見は計14条からなり、具体的には、執行監督事件申立時の立件受理問題と執行監督事件申立の期限などを規範化し、執行監督事件申立の一般的な規定とルートを明確にし、尚且つ最高人民法院と高級人民法院が執行監督事件申立の受理や取扱い時の範囲を明らかにし、さらに、3種類の執行監督事件申立の結案方式も補充規定した。本意見では、申請人が復議の裁定に対して不服がある場合、及び執行異議期限又は復議申立期限を過ぎて人民法院に執行監督を申し立てる場合は、一定期間内に提出しなければならないと定めており、その規定は執行手続の安定性の維持にも有利である。また、本意見では、第三者の異議に対する裁定を不服とする、仲裁裁決不執行という裁定を不服とする場合は、執行監督案件とはされず、人民法院への訴訟提起、仲裁機構の再度仲裁提起などを行うべきと明確に規定した。

## 三、「公開地図内容表示規範」

中国語名称:《公开地图内容表示规范》

公布機関:自然資源部





公布日:2023年2月6日

施行日:同日施行

リンク:[http://gk.mnr.gov.cn/zc/zxgfwj/202302/t20230214\\_2775839.html](http://gk.mnr.gov.cn/zc/zxgfwj/202302/t20230214_2775839.html)

#### 解説:

自然資源部は、地図管理を強化し、公開地図の内容表示を規範化し、国家の主権と安全及び発展上の利益を守り、地理情報産業の健全な発展を促進するために、公開地図又は地図図形を伴う製品の表示基準について、2023年2月6日に「公開地図内容表示規範」(以下、「本規範」という)を公布し、同日から施行された。

本規範は計23条からなり、主な内容としては、中国全図は中国の領土範囲を正確に反映すべきであり、大陸、海南島、台湾島のほか、南海諸島、釣魚島およびその付属島嶼などの重要な島嶼も表すべきであり、南海諸島が付図形式で表示されている場合、中国地図主図の南には海南島の最南端が描かれるべきであることが明らかになった。地図上に表示されている内容は中国の領土保全表現に影響を与えてはならず、重要な島嶼などの国家主権にかかわる重要な内容をカバーしてはならない。台湾省地図の表示については、台湾省は地図上で省級行政単位で表示すべきであり、台北市は省級行政中心地として表示されるべきであり、なお、台湾省地図の図幅範囲には釣魚島と赤尾嶼を描くべきであること(「台湾島」と題する地図を除く)も定めている。

また、本規範には南海諸島地図の表示、特別行政区地図の表示、世界各国(地域)境界の表示についても規定を定めている。

#### 四、「個人情報越境標準契約弁法」

中国語名称:《个人信息出境标准合同办法》

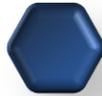
公布機関:国家インターネット情報弁公室

公布日:2023年2月22日

施行日:2023年6月1日

リンク:[http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c\\_1678884830036813.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)



**解説:**

国家インターネット情報弁公室は、個人情報権益を保護し、個人情報越境活動を規範化するために、「中華人民共和国個人情報保護法」などの法律法規に基づいて、2023年2月22日に「個人情報越境標準契約弁法」(以下、「本弁法」という)を制定し、2023年6月1日から施行された。

個人情報取扱者は「個人情報越境標準契約」を締結する方式により個人情報を海外に提供する場合、本弁法を適用する。その場合、①重要情報インフラ運営者でないこと、②取り扱う個人情報が100万人分未満、③前年度1月1日以降の海外へ移転した個人情報が10万人未満、④前年度1月1日以降の海外へ移転した敏感な個人情報が1万人未満、という4つの条件を同時に満たさなければならない。

個人情報取扱者が海外に個人情報を移転する前に、個人情報保護影響評価を実施しなければならない。そして、個人情報取扱者が標準契約の発効日から10営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門に個人情報越境標準契約と個人情報保護影響評価報告を届け出る必要がある。

また、本弁法で猶予期間が設けられている。具体的には、本弁法の施行前(2023年6月1日以前)に行われた個人情報の越境移転行為が本弁法に合致していない場合、本弁法の施行日から6か月以内に改善を完了しなければならないと定めている。

**五、「中外合作ドラマ制作管理規定(改正案意見募集稿)」**

中国語名称:《中外合作制作电视剧管理规定(修订征求意见稿)》

公布機関:国家ラジオテレビ総局

公布日:2023年3月2日

意見募集の締切日:2023年3月31日

リンク:[http://www.nrta.gov.cn/art/2023/3/2/art\\_158\\_63550.html](http://www.nrta.gov.cn/art/2023/3/2/art_158_63550.html)

**解説:**

現行の「中外合作ドラマ制作管理規定」(以下、「現行規定」)は2004年9月21日に公布さ





れ、2004年10月21日から施行されたもので、20年近くが経過し、更なる調整や更新が必要となっている。このため、国家ラジオテレビ総局は、2023年3月2日に「中外合作ドラマ制作管理規定(改正案意見募集稿)」(以下、「本意見募集稿」という)を公布し、2023年3月31日までパブリックコメントを募集した。

現行規定と比較して、改正のポイントは主に以下の通りである。

- ネットドラマを管理範囲に入れる

本意見募集稿第3条では、ドラマはテレビドラマとネットドラマを含むと定めている。すなわち、中外合作のネットドラマも中外合作のテレビドラマのように、撮影する前に国家ラジオテレビ総局の撮影許可を得なければならない。

- 中外合作ドラマ制作の原則的な規定を明確にした

本意見募集稿第5条では、中外合作ドラマの制作に関する原則的な規定を明確にした。

①中国憲法と法律を遵守すること、②中華文化と他の国の優秀な文化の発揚に有利であること、③文明交流相互学習の深化に有利であること、④中国と外国側が属する国の風習、宗教、信仰と生活習慣を尊重すること、⑤ラジオテレビ部門によるドラマ内容管理に関する関連規定に適合すること。

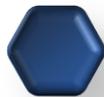
- 審査期限を統一的に規定した

現行規定では、審査期限について、中外共同制作ドラマと中外協力制作・委託制作ドラマはそれぞれ50日以内と20日以内であると定めている。それに対して、本意見募集稿第16条では、中外共同制作ドラマと中外協力制作・委託制作ドラマを問わず、審査期限を受理した日から50日以内に統一規定した。

- 規定違反の罰則を明確にした

本意見募集稿第20条では、本意見募集稿違反の罰則を明確に規定した。具体的には、本意見募集稿に違反した場合、県級以上の人民政府のラジオテレビ主管部門が警告、批判通告処分、違法活動の停止を命じ、且つ1万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号  
中洲大廈22階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号  
金禾センター29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347  
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号  
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号  
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

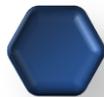
郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号  
凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地:北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地:北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地:北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	弁護士	勤務地:北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地:北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地:北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地:北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地:北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地:北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地:北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地:上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。